

大館市農業委員会総会議事録

令和5年10月12日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日時	令和5年10月12日(木) 午前9時00分 開会			
	場所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名(16名)					
1番	高坂 千悦	9番	斎藤 重春	18番	藤盛 久登
2番	渡邊 久雄	10番	石山 元一	19番	小畑 純市
3番	岩澤 トシ子	11番	小畑 美恵子		
5番	伊藤 昇	12番	嶋田 久美子		
6番	菅原 一成	13番	藤原 信雄		
7番	小林 大樹	14番	渡邊 久留美		
8番	安部 幸美	15番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名(3名)					
4番	富樫 俊昌	16番	阿部 重信	17番	畠山 繁司
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局長	鳥潟 克次			
	次長	宮崎 直人			
	係長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	7番	小林 大樹		9番	斎藤 重春
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

報告第 18 号	農用地利用集積等促進計画(第 2 号)の認可について
議案第 52 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 53 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 54 号	非農地証明願に対する処分について
議案第 55 号	農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

安部会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 16 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、4 番 富樫 俊昌 委員、16 番 阿部 重信 委員、17 番 畠山 繁司 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 7 番 小林 大樹 委員、議席番号 9 番 斎藤 重春 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長 業務報告、その他報告事項等について説明。

- ・業務報告 9 月総会から 10 月総会までについて
- ・報告第 18 号 農用地利用集積等促進計画(第 2 号)の認可について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

2番(渡邊 久雄 委員)

9月13日の中山間地域における農地流動化に関する意見交換についての様な意見交換だったのかお聞かせください。

事務局

県の農業公社が来庁し、現在、農地中間管理事業の集積・集約が停滞しており、今後、中山間地域の集積等をどうしていくか意見交換したもので、公社から圃場の整備に対する交付金等があるので活用しながら解消に向けていけたらという内容でありました。

2番(渡邊 久雄 委員)

もう少し詳しく教えてください。

議長

暫時休憩します。

議長

再開します。他にありますか。

他にないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和5年10月12日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

5 ページをお開き願います。

内訳は、5 ページのNo.44 から 46 までの 3 件で、地目は田が 2,306 m²、畑で 497 m²、面積合計は 2,803 m²であります。

譲受の事由は、No.44、46 は「経営拡張」、No.45 は「新規就農」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 6 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 52 号 No.44 から 46 までについて審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 52 号 No.44 から 46 までについて、原案のどおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 10 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

7 ページをお開き願います。

内訳は、7 ページのNo.21 の 1 件で、地目は畑で 209 m²であります。

No.21 は一般住宅を築造しようとするものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてありますが、申請地は、大館郷土博物館から西に、約 450m に位置する 2 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の (1) のカの (ア) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.21 の位置図及び配置図は、8、9 ページに記載のとおりであります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.21 の現地調査の結果を議席番号 5 番の 伊藤 昇 委員よりご報告願います。

5 番(伊藤 昇 委員)

5 番の 伊藤 昇 です。

議案第 53 号について、去る 10 月 4 日に 菅原 一成 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請人は、現在アパートで暮らしているが、今後、出産・育児を考えると実家近くで住居を建てるのが望ましいと考え土地を探したが見つからず、親戚に相談したところ農地を譲っても良いとのことで、本申請に至ったものです。

申請地は 8 ページの位置図になります。この場所は、大館郷土博物館から市道 上代野釈迦内線を西に約 450m 進んだ左側の農地で、現在は休耕地として管理されていきました。

9 ページの配置図をご覧ください。転用に当たっては、0.25m 盛土しま

す。北側は市道の高さに合わせ、東側は隣接地にL型擁壁が設置されており、西側境界部にはブロックを設置、南側は隣接地の方が高いため、盛土をして同一の高さにして、土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は合併浄化槽へ放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、伊藤 昇 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 53 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 53 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 54 号 非農地証明願に対する処分についてを議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 54 号 非農地証明願に対する処分について

次のとおり、非農地証明願があったので、これの処分（農地法第 2 条の規定による農地又は採草放牧地であるか否か）について意見を求める。

令和 5 年 10 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

11 ページをお開き願います。

内訳は、11 ページのNo.3 の 1 件で、地目は田で、5,303 m²と畑は 2,724 m²で面積合計は 8,027 m²となっております。

当該箇所は雪沢地区にある農地で、平成 12 年以降耕作していない状態のため非農地願いが出されたものであります。

本件は、大館市非農地証明処理基準の第 3 条第 1 項第 4 号（農地として復元しても継続して利用することができない）に該当するため、非農地となるものと考えます。

申請地の位置図は 12、13 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.3 の現地調査の結果を議席番号 6 番の 菅原 一成 委員よりご報告願います。

6 番(菅原 一成 委員)

6 番の菅原 一成です。

議案第 54 号について、去る 10 月 4 日に 伊藤 昇 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 12 ページ、13 ページの位置図になります。樹海ラインを小坂方面に向かい、旧雪沢小学校を左折し市道 二ツ屋線を北側に 2.4km 進んだ場所になります。

利用状況については、所有者の両親が平成 12 年に体調を崩してから耕作されておらず、平成 14 年には両親が死去しています。相続し所有者となった当時は会社員で東京都在住であり、退職後は秋田市に住んでいるため管理できなかったとの事です。

12 ページであります。雪沢字石淵 112 番 1 は、住宅と市道二ツ屋線に挟まれた土地で、宅地化しておりました。石淵 114 番、117 番、長淵岱 26 番の現況は雑木が鬱蒼と茂り、森林化しておりました。

次に、13 ページであります。12 ページの場所より約 1.0 km 南下した場所になります。

下石渕 27 番、34 番、38 番 1、39 番 3 の現況は、雑木が鬱蒼^{うっそう}と茂り、森林化しておりました。

なお、周辺も同じく森林化しており、今後、継続して営農することは困難であると見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、菅原 一成 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 54 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 54 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 55 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 5 年 10 月 12 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

15 ページをお願いします。

内訳は 15、16 ページの、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 7 号）の新規及び再設定に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 241 から新 - 242 までと再 - 8 の 3 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。新規の契約期間、10 年が 2 件、再設定の 5 年が 1 件で、地目は田で 32,551 m²と畑で 1,488 m²、面積合計が 34,039 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは、議案第 55 号 新 - 241、新 - 242、再 - 8 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 55 号 新 - 241、新 - 242、再 - 8 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

これもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午前9時55分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月12日

議長

議事録署名委員7番

議事録署名委員9番

農地法第3条調査書

議案第52号 No.44	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市東台七丁目・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市東台七丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市川口字横岩岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、体調を崩して労力不足となり、知り合いの譲受(借)人に相談をした結果、譲受(借)人が本申請地を取得し耕作するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月2日、伊藤昇 農業委員と 石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第52号 No. 45	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市下代野字中道北・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		東京都東村山市多摩湖町4丁目・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市下代野字中道北・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人はこれまでもこの農地を耕作しており、保有している機械の能力、農作業に従事する本人の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が耕作する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、10月2日、伊藤昇 農業委員と 石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第52号 No.46	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・外・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字田の沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が耕作する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、9月30日、石山元一 農業委員と 佐々木浩 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない